

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 4 件 |
| 国民年金関係                        | 3 件 |
| 厚生年金関係                        | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 8 件 |
| 国民年金関係                        | 2 件 |
| 厚生年金関係                        | 6 件 |

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から同年10月まで

私は、昭和50年7月に国民年金に任意加入し、58年11月に被保険者資格喪失手続を行うまで、毎月、子供の通院の際に、市町村役場に出向き、国民年金保険料を支払っていた。

申立期間についても、国民年金保険料を支払っているはずなので、記録の訂正を希望する。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和50年7月から国民年金に任意加入し、申立期間前の58年3月までの7年9か月間、国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、被保険者資格を喪失した昭和58年11月当時の状況について、長男が病気の治療中であり、義父から「生活が大変だから国民年金保険料の納付を止めたらどうか。」と言われたので、市町村役場の担当者と相談の上、資格喪失手続を行ったと具体的に記憶していることから、申立人が、同年10月まで保険料を欠かさずに納付していたと考えても不自然ではない。

さらに、A市町村は、申立期間当時、四半期ごとの納付書を使用していたが、月ごとに保険料を納付することも可能であったと回答している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月

A社を退職後、B社に入社するまでの1か月間の国民年金保険料が未納となっている。一緒に加入手続を行った妻は納付済みとなっているのに、私が未納となっていることに納得できない。妻が二人分の保険料を納付しているはずなので、年金記録の訂正を希望する。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立人の妻は、「平成5年5月に夫が再就職したので、C市町村（現在は、D市町村）役場へ国民年金第3号被保険者の手続に行った。その時、市町村役場の職員から、同年4月の夫婦二人分の国民年金保険料が未納となっていると言われ、夫の分も一緒に納付した。」と供述していることを踏まえると、申立人の妻が、夫婦ともに国民年金の強制加入期間となる申立期間について、自身の国民年金保険料のみを納付したとは考え難い。

また、結婚後における申立人及びその妻の年金加入状況及び保険料納付状況を見ると、申立期間を除き二人の国民年金保険料の納付記録は一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から58年3月まで

私の妻が、昭和58年11月末ごろ、A市町村役場B支所において国民年金の加入手続きを行い、さかのぼって納付することが可能であった国民年金保険料をまとめて納付してくれた。納付した金額や期間は覚えていないが、納付したことは間違いないので記録の訂正を申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の昭和58年4月から国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料納付を行っていたとされる申立人の妻も国民年金に加入した同年11月から現在まで保険料をすべて納付していることから、申立人及びその妻は、保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、A市町村の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年12月13日に払い出されていることが確認でき、その時点において、同市町村では、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能である。

さらに、申立人の妻は、A市町村役場B支所において申立期間の国民年金保険料を納付した際、同市町村職員とのやり取りを具体的に記憶していることに加え、その供述内容に不自然さは見受けられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和22年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を540円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和2年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和22年3月31日から同年5月1日まで

私は、昭和22年3月31日付けでA社C事業所から同社本社事業所に転勤となった。

同じ会社で働き続け、給料も継続してもらっていたのに、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が途切れているのはおかしいので、記録の訂正を申し立てる。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の回答、A社C事業所における同僚の供述及び申立人が一緒に同社本社事業所に異動したとする同僚のオンライン記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和22年3月31日に同社C事業所から同社本社事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和22年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、540円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年1月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月から平成元年3月まで  
会社を退職後、昭和62年12月に国民年金の加入手続を行い、郵送を受けた納付書により国民年金保険料を納付していた。オンライン記録によると、加入手続直後の同年12月分及び平成元年4月分以降、結婚して夫の第3号被保険者となる前の同年10月分までは保険料は納付済みとなっているのに、申立期間が未納とされているのは納得がいかず、納付記録の間違いだと思うので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年7月7日にA市町村において職権で払い出されており、申立人はこのころに国民年金に加入したものと推認される上、このほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間当時、申立人は国民年金未加入者であり、制度上、申立人に対し納付書が発行されていたことは考え難い。

また、平成元年7月7日の国民年金手帳記号番号払出以降において、申立期間の国民年金保険料を納付するには、社会保険事務所(当時)において過年度納付の手続を行う必要があるが、申立人は、「郵送されてきた納付書に基づいて国民年金保険料を納付していたが、過年度納付の手続を行った記憶は無く、過去の保険料を一括して納めた記憶も無い。」と供述している。

さらに、申立人に係る昭和62年12月分の保険料納付については、オンライン記録によると、申立人の平成元年10月の国民年金保険料が重複して納付されたため、2年1月6日に、社会保険事務所が当該保険料を申立期間前の昭和62年12月分に充当処理したことが確認できることから、同年12月の保険料については、当時、申立人が納付したものではない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付してい

たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成3年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成3年5月まで  
申立期間の国民年金保険料については、当時、母親から保険料と振込用紙を渡され、半年ごとに銀行で納付した。せつかく納付したのに、無駄になるのは納得しかねるので、記録の訂正を希望する。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、平成4年5月21日となっており、このほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人は申立期間当時、国民年金未加入者であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、上記記号番号払出日時点において、申立期間の大部分は、制度上、時効により国民年金保険料は納付できない期間に該当する。

さらに、オンライン記録によると、社会保険事務所において、平成5年1月11日付けで、申立人に対する国民年金保険料の納付書が作成されていることが確認できるところ、当該納付書は、その作成時期からみて、申立期間のうち、時効前の期間の未納保険料に対する過年度納付に係るものと考えられることから、申立人は申立期間の保険料について、現年度中に納付していないことがうかがえる一方で、申立人は過年度保険料を一括して納付した記憶は無いとしている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 5 月 1 日から同年 9 月 19 日までの間のうち 2 か月間

私は、昭和 53 年 4 月に A 社を退職した後、基本手当を受給中に公共職業安定所で紹介された B 社に就職した。実際の勤務期間は、2 か月ほどであったが、その期間に、プロパンガスの充てん、販売業務に伴う社外研修を受けていた。同社は、社会保険も完備していたと記憶しており、同社に勤めていた期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうちの 2 か月ほど、B 社に就職し研修を受けていたと申し立てている。

しかしながら、申立人は、申立期間における B 社での実際の勤務期間及び厚生年金保険料控除に関する具体的な記憶は無く、申立期間における同社の事業主は既に死亡している上、オンライン記録から、申立期間において厚生年金保険加入記録が確認できる同僚 6 人のうち、連絡がとれた 3 人全員が、「申立人を知らない。」と供述しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できない。

また、申立人の申立期間における B 社での雇用保険の加入記録は見当たらない。

さらに、申立期間当時の B 社の社会保険事務担当者は、「昭和 53 年ごろであれば、採用後 1 か月半から 2 か月ほどの試用期間を設けていた。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 8 月 1 日から 51 年 3 月末まで  
② 昭和 51 年 4 月 1 日から 52 年 2 月末まで  
③ 昭和 52 年 3 月 1 日から同年 10 月末まで

申立期間①については、A社で正社員として勤務し、建築現場監督見習いをしていました。

申立期間②については、B市町村Cのガソリンスタンドで正社員として勤務し、給油及び洗車等の仕事をしていました。

申立期間③については、D社で正社員として勤務し、鉄骨加工及び現場組立てをしていました。

以上のおりであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当時の同僚2人が、「勤務期間は定かでないが、申立人がA社に勤務していたと記憶している。」と供述していることから、申立人は、期間の特定はできないものの、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人を記憶していた当該期間のA社の事務担当者は、「申立人は、数人いた手元手伝いの1人であり、手元手伝いの人は社会保険に加入していなかった。」と供述している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人が記憶していた同僚2人の氏名は、確認できない。

さらに、A社の現事業主は、「申立人の厚生年金保険料の控除については不明であり、当時の関係書類は残っていない。」と回答しているほか、当該期間の事業主は、既に死亡していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について供述を得ることはできない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、申立人は、B市町村CにあったEの看板を掲げていたガソリンスタンドで勤務したと申し立てているが、B都道府県石油協同組合の組合員記録により、申立人が勤務したとする事業所の所在地にあったガソリンスタンドは、Eではなく、Fを取り扱うG社のガソリンスタンドであったことが確認できる。

しかしながら、G社の廃業時の事業主は、「申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しており、当該期間における同事業所の社会保険事務担当者は、「申立人が勤務していたかどうかは不明で、当時の関係書類は残っていない。」と供述している。

また、G社に係る事業所別被保険者名簿で当該期間と同時期に被保険者資格のある者で連絡先が判明した7人のうち連絡が取れた6人は、いずれも申立人を記憶しておらず、そのうちの2人は、「入社後、一定期間は社会保険に加入しない場合があり、社会保険に加入しないまま退職した人もいた。」と供述している。

さらに、G社が加入していたH健康保険組合は、「被保険者台帳を調査したところ、申立人が被保険者であった記録は確認できなかった。」と回答しているほか、同事業所に係る事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、申立人の同事業所における雇用保険の加入記録も確認できない。

加えて、当該期間の事業主は既に死亡していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることはできない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③については、申立人は、当該期間においてD社で勤務したと申し立てている。

しかしながら、D社は、既に解散しており、当該期間の事業主は、「当時の書類等も無く、調査は不可能であり、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

また、D社に係る事業所別被保険者名簿で当該期間と同時期に被保険者資格のある者で連絡先が判明した7人のうち連絡が取れた5人は、いずれも「申立人を知らない。」と回答している。

さらに、D社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人が姓のみを記憶している同僚2人を確認できるが、これらの者に照会したところ、上記同僚の1人は申立人を記憶しておらず、残る1人からは回答を得られなかった。

加えて、申立人のD社における雇用保険の加入記録も存在しない上、当該期間の同社の事務員は、「勤務期間が短い人や期間限定で働いていた人は、外注あるいは請負であり、給与としての支払いではなかったことから、各種控除は行わなかった。」と供述をしている。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和44年5月1日から同年7月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできず、また、申立期間のうち昭和56年3月27日から同年4月27日までの期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年5月1日から同年7月1日まで  
② 昭和56年3月27日から同年4月27日まで

私は、A社B事業所に事業所設立時の昭和44年5月1日から勤務したが、ねんきん特別便によると、厚生年金保険被保険者資格取得日が同年7月1日とされている。

一緒に働き始めた同僚二人の厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和44年5月1日となっているのに、私だけが同年7月1日と記録されているのは納得できない（申立期間①）。

C社における資格喪失日が昭和56年3月27日とされているが、私が所持する同年4月分の給与明細書によると、同月の給与から厚生年金保険料が控除されていることから、喪失日は同年4月27日の間違いである（申立期間②）。

以上のとおり、申立期間について記録の訂正を申し立てる。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社B事業所において昭和44年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚の供述から、申立人が、申立期間において、同社B事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、厚生年金保険記号番号払出簿によると、申立人が事業所設立時から一緒に勤務したと供述する同僚二人（昭和44年5月1日資格取得）の厚生年金保険記号番号は昭和44年6月4日に払い出されているのに対し、申立人の同記号番号は同年9月8日に払い出されていることが確認できることから、申立人の資格取得日が同年7月1日と記録されていることに不自然さは無い。

また、D市町村が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立

期間において、国民年金被保険者となっており、申立人がA社B事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した日と同日に申立期間を含む昭和44年4月から6月までの国民年金保険料を納付していることが確認できることから、その時点では、申立人は、申立期間において、厚生年金保険には加入していなかったことを認識していた可能性も否定できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②については、申立人から提出されたC社の給与明細書によると、申立人は、昭和56年4月分の給与から前月分と同額の厚生年金保険料を控除されていることが確認できることから、申立人は昭和54年7月16日に入社しているが、最初の給与明細書が同年8月分であり、当該給与明細書において1か月分の厚生年金保険料の控除が確認できることから、同社では、保険料を翌月控除しており、申立人が56年4月分の給与から控除された保険料は、同年3月分であったものと認められる。

一方、雇用保険の記録及び申立人が保管する昭和56年4月分給与明細書に記載の出勤日数から、申立人のC社に係る退職日は同年3月26日であると判断されるところ、厚生年金保険法第14条の規定（被保険者は、その事業所に使用されなくなった日の翌日に、被保険者の資格を喪失する。）、及び同法第19条の規定（被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。）に基づき、申立人のC社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同年3月27日となり、同年3月は、厚生年金保険被保険者期間とはならない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月から 53 年 8 月 5 日まで

私は、大学を 2 回生になる前に中退した後、自動車免許を取得し、昭和 52 年 7 月ごろに A 社（現在は、B 社）に入社した。

入社当初から正社員として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたように記憶しているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B 社が保管している申立人に係る履歴書によると、入社日が「52. 7. 15」と記載されていることが確認できること及び申立人が記憶している同僚は、「私は、昭和 52 年 9 月ごろに入社したが、申立人の入社時期も同時期であったと記憶している。」と供述していることから、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、雇用保険の加入記録によると、A 社における申立人の被保険者資格取得日は、厚生年金保険被保険者資格取得日と同月の昭和 53 年 8 月となっている。

また、申立人が記憶している同僚二人は、自身が記憶している入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日が約 10 か月ないし約 15 か月相違しており、当該同僚二人は、資格取得日前において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた記憶が無いと供述していることから、申立期間当時、A 社では、必ずしも入社後すぐに従業員を厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

さらに、A 社及び同社の顧問社会保険労務士は、厚生年金保険料控除に係る当時の資料は保管していないと回答しており、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年ごろから28年10月1日まで

私は、昭和26年ごろA社に入社し、皮革の染色の職人として28年10月に転職するまで同社で継続して勤務していた。勤務時間は、朝8時から夕方5時までであった。

申立期間において、A社で勤務していたことは確かであるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社入社時に、皮革の染技術の指導を受けたと供述している技術士及び申立人が同じ皮革の染色の仕事をしていたと供述している同僚が、申立期間において同社の被保険者となっていることから、期間は特定できないものの、申立人は同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間中に厚生年金保険の加入記録のある同僚16人に照会したところ、同社の社会保険の加入状況について記憶している4人のうち2人は、「入社時に社会保険の加入について、希望を聞いていたのではないか。従業員のすべてが社会保険に入っていたわけではなかった。」、「理由は分からないが、自分は2年くらい勤めた記憶があるのに1か月しか加入記録が無い。」と供述していることから、同社では、申立期間当時、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の、健康保険の整理番号に欠番は無く、被保険者が資格取得日順に記載されていることが確認できることから、申立人の記録が失われたとは考え難い。

さらに、A社は昭和28年12月1日に社会保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主及び役員の連絡先が不明であるため、申立人の申立期間における保険料控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料控除について確認できる関連資

料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年12月1日から37年10月1日まで

申立期間については、A社（現在は、B社）に勤務していたが、親族が同社において厚生年金保険に加入しているにもかかわらず、私だけが未加入となっているのはおかしいので、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となるよう記録の訂正を希望する。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る商業登記簿によると、申立人は、申立期間において同社の取締役であることが確認でき、同社に勤務していた複数の同僚が、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたと証言している。

しかしながら、申立人は、申立期間において、A社と関連のあるC事業所の個人事業主であったことが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の事業者名欄により確認できる。

また、申立期間におけるA社の代表取締役であった申立人の父親は既に死亡しているほか、複数の同僚からも、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることはできなかった。

さらに、B社は、「申立期間当時の資料は保管しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の状況については不明である。」と回答している。

なお、A社に係る商業登記簿によると、申立期間中の昭和37年\*月\*日に当時同社の代表取締役であった申立人の父親が死亡し、同年8月21日に申立人が同社の代表取締役に就任していることが確認できる上、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると同年10月1日に申立人が同社において被保険者資格を取得したことが確認できることから、申立人は父親に代わり同社を引き継いだことをきっかけに同社にて社会保険に加入したものと推察

される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。